

令和7年度施行
設計書（公示用）

役務名 低濃度PCB廃棄物処分業務

札幌市建設局土木部

令和7年3月単価適用

役務名 低濃度PCB廃棄物処分業務

一金 総 委 託 費 円
内訳 設 計 委 託 費 円
消費税等相当額 円

役 務 説 明

1 概要

低濃度PCB廃棄物は、適切に保管することと処分期間内で処分することが定められている。本市が管理する道路橋・横断歩道橋等の施設において、塗膜にPCBが含有されているものについては、塗膜を除去のうえ建設廃棄物保管倉庫に適時保管しているところである。

本業務は、保管している廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、処分を行うものである。

2 搬出場所

東苗穂建設廃棄物保管庫内（札幌市東区東苗穂2条2丁目484-10）

3 期間

契約書に示す着手の日より令和8年2月27日までとする。

4 図面

なし

5 仕様書等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、その他業務に必要な関連法律、通達、および特記仕様書による。

6 特記仕様書

別添のとおり。

特記仕様書

1 役務の目的

低濃度 PCB 廃棄物は、適切に保管することと処分期間内で処分することが定められている。本市が管理する道路橋、横断歩道橋等の施設において、分析の結果、塗膜に PCB が含有されているものについて、その塗膜を除去のうえ建設廃棄物保管倉庫に適時保管しているところである。

本業務は、保管している廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、処分を行うものである。

2 PCB 廃棄物の排出事業所

札幌市建設局土木部道路維持課（札幌市中央区北1条西2丁目）

3 保管場所

東苗穂建設廃棄物保管庫（札幌市東区東苗穂2条2丁目 484-10）

4 履行期間

契約書に示す着手の日より令和8年2月27日まで

5 運搬収集業務について

処分地までの収集運搬は別途業務にて行うこととしており、本業務にて処分地が決定次第、別途入札・諸手続きを行う。また処分地への搬入時期は、令和7年6月上旬～12月下旬と計画している。なお、収集運搬に係る業務の入札不落等により、本業務の受注者の責によらない不履行が生じる恐れがある場合は、別途協議することとする。

6 廃棄物の数量、試験結果について

別添－1 参照。なお、数量等に変更が見られる場合や試験結果以上の分析が必要な場合は、本市担当職員と協議すること。

7 廃棄物保管場所、保管状況について

別添－2 参照。

8 履行確認及び提出書類

- 1) 排出事業者（発注者）は、一連の行程における処理が適正に行われることを確認するため、受注者の処理施設及び処理状況について、実地確認または受注者からの中間報告書（搬入及び処理状況写真等を添付）にて履行を確認することとする。（本業務中1回）
- 2) 受注者は、委託された低濃度 PCB 廃棄物を処分した後、遅滞なく本市様式による業務完了届を提出するとともに、処理結果を記した報告書とマニフェストの原票と写し(D表及びE表)を提出すること。

9 積算に使用している単価について

本役務に係る積算にあたり、積算に使用された単価（札幌市で公表されている実勢価格調査）については、令和7年度実勢価格調査単価を用いており、次のとおり閲覧できる。

1) 公表場所：札幌市役所本庁舎8階 土木部工事課

公表方法：閲覧用ファイル

※ 令和7年4月1日に更新予定

2) 公表場所：札幌市役所ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/tanka/tabukyoku/tabukyoku.html>

公表方法：PDF形式ファイル（実勢価格調査単価、土木）

※ 令和7年4月1日に更新予定

10 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」によるものとする。なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

11 その他

- 1) 受注者は、当該役務で知り得た事実については、一切外部に漏らしてはならない。
- 2) 処分の遂行にあたって「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等PCB関連法令を遵守すること。
- 3) 本仕様書に定められていない事項については、本市担当職員と協議の上業務を履行すること。

低濃度PCB廃棄物 保管数量集計表

別添-1

年度	番号	工事、業務名	廃棄物の種類	番号	重量(単位)			容器の性状 及び数量		参考事項
					総重量 (kg)	空缶 (kg)	内容物 (kg)	ペール缶	ドラム缶	
R3	1	菊水歩道橋補修工事	その他汚染物(廃プラスチック)	03-01-P	682.54	312.00	370.54		13	塗膜剥離剤使用
			その他汚染物(繊維くず)	03-01-D	250.42	144.00	106.42		6	
			その他汚染物(金属くず)	03-01-S	4.88	1.88	3.00	1		
			低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	03-01-A	1,775.98	286.76	1,489.22	127		
			低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	03-01-A	207.64	48.00	159.64		2	
R3	2	札幌南インター橋ほか1橋補修実施設計	その他汚染物(廃プラスチック)	03-02-P	9.00	1.80	7.20	1		塗膜剥離剤使用
R3	3	東8丁目アンダーバスほか1箇所補修工事	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	03-3-A	17.98	1.90	16.08	1		塗膜剥離剤使用
			その他汚染物(廃プラスチック)	03-3-P	46.35	23.00	23.35		1	
			その他汚染物(繊維くず)	03-3-D	98.75	23.00	75.75		2	
			その他汚染物(金属くず)	03-3-S	5.64	1.90	3.74	1		
R4	4	柏中学校前横断歩道橋ほか1橋補修工事	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	04-01-A	1,135.30	160.30	975.00		7	塗膜剥離剤使用
			その他汚染物(金属くず)	04-01-S	34.80	22.90	11.90		1	
			その他汚染物(廃プラスチック)	04-01-P	559.30	274.80	284.50		12	
			その他汚染物(繊維くず)	04-01-D	259.50	160.30	99.20		7	
R4	5	北郷一条東橋ほか3橋補修工事	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	04-02-A	2.40	1.86	0.54	1		塗膜剥離剤使用
			その他汚染物(繊維くず)	04-02-D	3.10	1.86	1.24	1		
			その他汚染物(金属くず)	04-02-S	2.20	1.86	0.34	1		
			その他汚染物(廃プラスチック)	04-02-P	3.90	1.86	2.04	1		
R4	6	共進橋補修工事	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	4-3-A	1,161.18	105.45	1,055.73	57		塗膜剥離剤使用
			その他汚染物(廃プラスチック)	4-3-P	938.17	390.00	548.17		13	
			その他汚染物(繊維くず)	4-3-D	113.57	60.00	53.57		2	
			その他汚染物(金属くず)	4-3-S	4.00	1.90	2.10	1		
R4	7	橋梁長寿命化概略検討業務	その他汚染物(廃プラスチック)	04-04-P	4.00	1.90	2.10	1		
R5	8	藻岩橋塗装工事	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	05-01-A	4,328.00	1.86	4,326.14		18	
			その他汚染物(廃プラスチック)	05-01-P	1,253.50	1.86	1,251.64		31	
			その他汚染物(繊維くず)	05-01-D	5.00	1.86	3.14	1		
			その他汚染物(金属くず)	05-01-S	5.00	1.86	3.14	1		
R5	9	柏中学校前横断歩道橋ほか1橋補修工事	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	05-02-A	1,008.00	1.90	1,006.10	18		塗膜剥離剤使用
R6	10	藻岩橋塗装工事	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	06-01-A	2,072.82	264.00	1,808.82		11	
			その他汚染物(廃プラスチック)	06-01-P	747.52	288.00	459.52		12	
R6	11	平岸2条線歩道パリアフリーほか工事 (柏中学校前横断歩道橋)	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	06-02-A	46.55	10.80	35.75	6		塗膜剥離剤使用
			その他汚染物(繊維くず)	06-02-D	48.55	10.80	37.75	6		
R6	12	樽川人道跨線橋ほか2橋補修工事 (樽川人道跨線橋)	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	06-03-A	69.00	21.50	47.50	1		塗膜剥離剤使用
			その他汚染物(繊維くず)	06-03-D	38.00	21.50	16.50	1		
			その他汚染物(廃プラスチック)	06-03-P	203.00	86.00	117.00	4		
R6	13	新琴似横断歩道橋補修工事	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	06-04-A	465.00	69.00	396.00		3	
			その他汚染物(廃プラスチック)	06-04-P	645.30	253.00	392.30		11	
			その他汚染物(繊維くず)	06-04-D	80.50	46.00	34.50		2	
R6	14	北園横断歩道橋補修工事	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	06-05-A	170.00	21.50	148.50		1	塗膜剥離剤使用
			その他汚染物(繊維くず)	06-05-D	95.00	43.00	52.00		2	
			その他汚染物(廃プラスチック)	06-05-P	319.00	129.00	190.00		6	
					18,916.34	3,300.77	15,615.57	231	163	

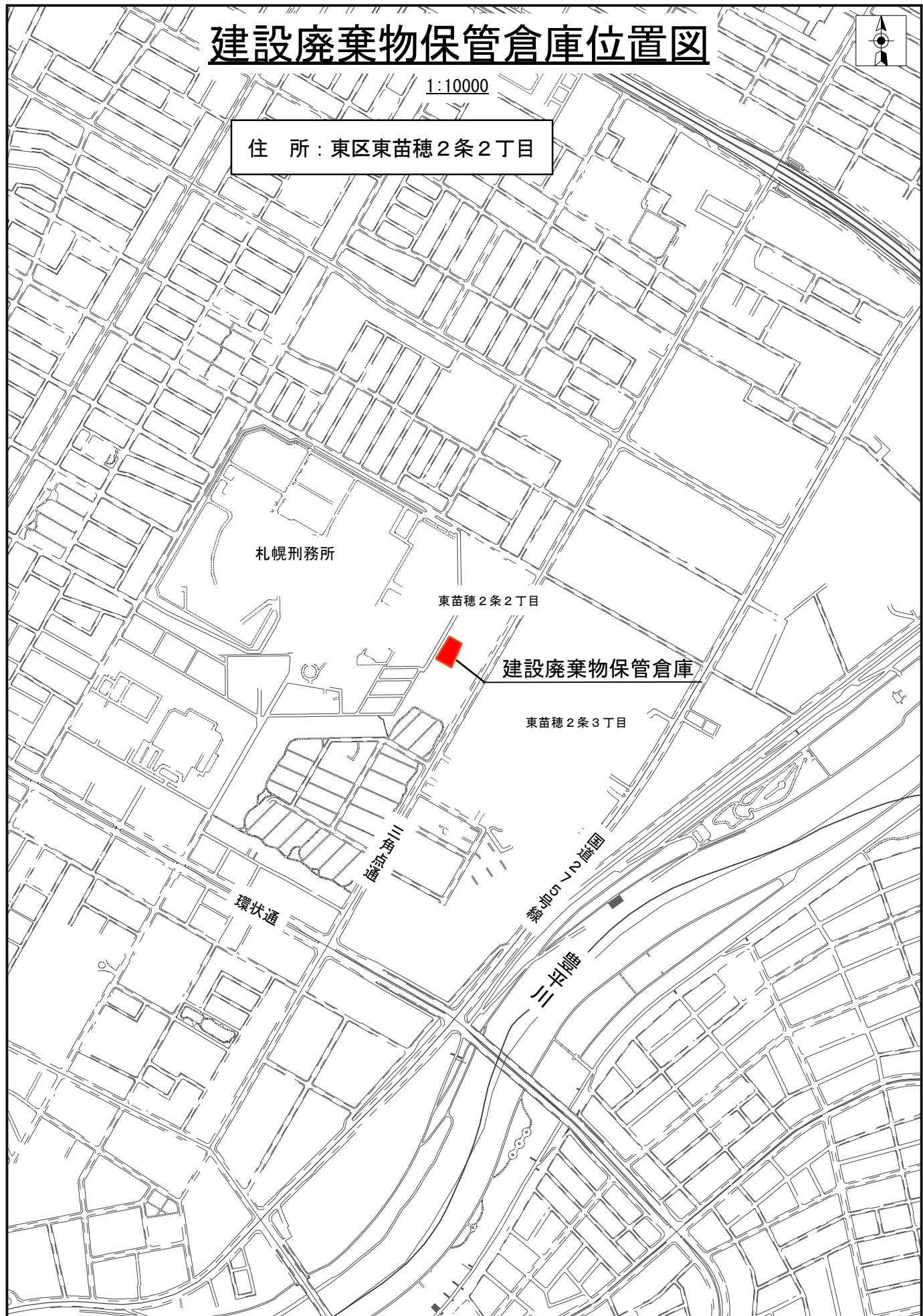
種類別集計

廃棄物の種類	容器	個数	重量(kg)
低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物(塗膜くず)	ペール缶	211	4,081.09
	ドラム缶	42	8,378.76
	計	253	12,459.85
その他汚染物(廃プラスチック)	ペール缶	7	219.90
	ドラム缶	99	5,191.68
	計	106	5,411.58
その他汚染物(繊維くず)	ペール缶	9	94.65
	ドラム缶	21	897.74
	計	30	992.39
その他汚染物(金属くず)	ペール缶	4	17.72
	ドラム缶	1	34.80
	計	5	52.52
小計	ペール缶	231	4,413.36
	ドラム缶	163	14,502.98
合計		394	18,916.34

低濃度PCB廃棄物 試験結果一覧

別添-1

年度	番号	工事、業務名 (対象構造物名)	含有量・溶出試験 (複数箇所調査している場合は一番大きいものを記載)							備考	
			PCB			鉛		六価クロム			
			含有量 (mg/kg)	含有量(μ g/100cm ²)	溶出 (mg/l)	含有量 (wt%)	溶出 (mg/l)	含有量 (%)	含有量 (mg/kg)		
R3	1	菊水歩道橋補修工事 (菊水歩道橋)	0.15未満 0.63			2.9		0.22		R2より継続 事前調査	
R3	2	札幌南インター橋ほか1橋補修実施設計 (柏中学校前横断歩道橋)		0.1未満 2.8			1.6		総クロム0.1未満	設計時の調査 事前調査	
R3	3	東8丁目アンダーパスほか1箇所補修工事 (東8丁目アンダーパス)	1.9 —	0.1未満		2.1	130	総クロム0.1未満	0.02未満	—	
R4	4	柏中学校前横断歩道橋ほか1橋補修工事 (柏中学校前横断歩道橋)	0.15未満 2.8			0.11 1.6	1.2		1.5未満 0.04未満	事前調査	
R4	5	北郷一条東橋ほか3橋補修工事 (月寒鉄北橋)	0.15未満 2.2			0.36 1.5		0.01 0.01未満		事前調査	
R4	6	共進橋補修工事 (共進橋)	170 250			0.06 0.09		0.01未満 総クロム0.1未満		事前調査	
R4	7	橋梁長寿命化概略検討業務 (樽川人道橋)	0.88 3.3			2.4		0.1未満		事前調査	
R5	8	藻岩橋塗装工事 (藻岩橋)	0.9			0.01未満 0.1未満	0.03未満	25未満 総クロム0.1未満	0.1未満	事前調査	
R5	9	柏中学校前横断歩道橋ほか1橋補修工事 (柏中学校前横断歩道橋)			0.0005未満 2.8		0.005未満 1.6		0.02未満	事前調査	
R6	10	藻岩橋塗装工事 (藻岩橋)	4.8 0.9			0.23 0.1未満		0.02 総クロム0.1未満		事前調査	
R6	11	平岸2条線歩道バリアフリーほか工事 (柏中学校前横断歩道橋)			0.001未満 2.8					事前調査	
R6	12	樽川人道跨線橋ほか2橋補修工事 (樽川人道跨線橋)	1.0 3.3			3.1 2.4		0.05 0.1未満		事前調査	
R6	13	新琴似横断歩道橋補修工事 (新琴似横断歩道橋)	0.17 1.5	0.05未満		0.23 2.1	0.005未満		1.5未満 0.04未満	事前調査	
R6	14	北園横断歩道橋補修工事 (北園横断歩道橋)	3.2 1.7	0.1未満		4.8 2.7	420	0.21 0.2	0.05未満	事前調査	



建設廃棄物保管倉庫 出入口



入口



保管庫前から

入り口側を望む

赤点線が入口

P C B 廢棄物等保管狀況 (建設廢棄物保管倉庫)



保管狀況

(ペール缶)

低濃度PCB廢棄物



保管狀況

(ペール缶)

低濃度PCB廢棄物

P C B 廢棄物等保管狀況 (建設廢棄物保管倉庫)



保管狀況

(ドラム缶)

低濃度PCB廢棄物



保管状況

(ドラム缶)

低濃度PCB廢棄物

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかる

- らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するため、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等) _____

(代表者氏名) _____

工事等名称: _____

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者) _____

(保護管理者) _____

- 基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徵し、上記3(1)従事者名簿に徵したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- 従事者名簿にて誓約書を徵したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称 _____

施錠装置 有り 無し
その他 ()

)

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

(連絡責任者) _____

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- 複数人で持ち運ぶこととしている。
- 他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

【様式5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年　月　日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり） 2 その他特記事項等	